

長南町有害鳥獣被害防止電気柵設置事業補助金交付要綱について

○条件

- ・長南町に農地を有する個人または法人
- ・電気柵を設置することによる受益個数が2戸以下
- ・受益戸数が1戸の場合、設置面積が1,000㎡以上
- ・年度で1回のみ
- ・以前に申請済みの箇所は対象外

○対象経費

- ・電気柵を購入するために支払った金額
(バッテリー、柵線、ポール等の電気柵資材購入費)

○補助金額

- ・対象経費の3分の2の額 (補助限度額10万円、1,000円未満の端数切捨て)

申請者

町

<p>1. 交付申請書(様式1)の提出 見積書・地図を添付。</p> <p>3. 実績報告書(様式3)の提出 完了から20日以内に、経費を証する 書類(領収書)とともに提出。</p> <p>5. 補助金交付請求書(様式5)の 提出。 請求書に補助金の振込口座を記入。</p>	<p>2. 内容審査、交付決定 内容審査し、交付決定通知を送付。</p> <p>4. 補助金額の確定 報告書の書類審査及び必要に応じて 現地調査を行い、補助金額確定通知 を送付。</p> <p>6. 請求書に基づき、補助金の交付 を行う。</p>
---	---